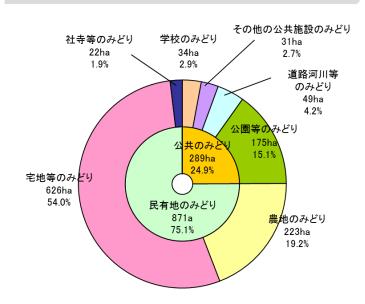
ムノくりりんし	ソルスファシル	יאני					
			施策				
	樹林地 大木	1-1	重要な樹林地の保全	【重点施策1】			
		1-2	都市農地の保全	【重点施策2】			
		1-3	民有樹林地や樹木の保全				
	農地	1-4	憩いの森・街かどの森の拡充				
		1-5	生き物に配慮した樹林地の管理				
	宅地	1-6	地域ぐるみでの緑化の推進	【重点施策3】			
#++4.1	七地	1-7	みどり豊かな開発の促進				
基本方針 1		1-8	みどりのネットワークの拠点となる大規模な公園づくり	【重点施策4】			
みどりの		1-9	暮らしに潤いをもたらす身近な公園づくり				
ネットワークの	公園 道路・河川 駅等	1-10	良好な状態に保つ公園管理の推進		公		
形成		1-11	民間の発想を活かした公園の管理運営		遠		
		1-12	樹木の適切な育成と更新			136 56	公共 施設
		1-13	都市計画道路の整備におけるみどりの創出	【重点施策5】		道路	
		1-14	河川改修におけるみどりの創出			河川	
		1-15	駅周辺のみどりの空間づくり				
		1-16	みどり豊かな公共施設づくり				公共 施設
	新しい仕組み	2-1	個人のみどりを地域で守る仕組みの拡充	【重点施策6】			
	利して、江市の	2-2	みどりの果たしている役割の周知				
基本方針 2	基本方針 2 区民管理		公園や憩いの森の区民管理の拡充	【重点施策7】			
みどりを育む ムーブメントの 輪を広げる	人材・団体育成	2-4	みどりを守り育てる人材や団体の育成				
		2-5	一人ひとりの取組を推進する多彩な講座やイベントの充実				
		2-6	子ども向け体験型学習の充実				
		2-7	区民による主体的な取組への支援と交流の推進				
	基金制度	2-8	練馬区みどりを育む基金のリニューアル	【重点施策8】			
_							

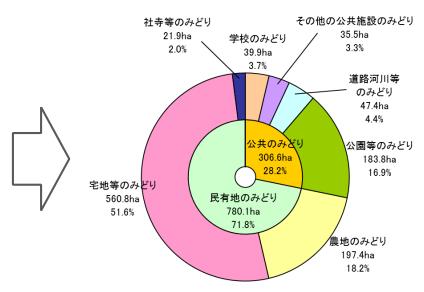
緑被状況のデータ

1 公民別の緑被状況の内訳

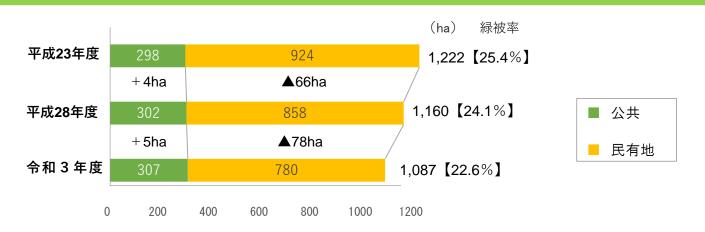
(1) 平成28年



(2) 令和3年



2 緑被状況の推移 [] 内は緑被率



目指す像

主な現状と課題

見直しの方向性

継続 計画的な整備および区民との合意形成の推進

関連 施策

1-8

みどりの拠点となる 特色のある 大規模な公園が 整備されている

みどりの拠点となる公園の整備は、 長期プロジェクトとして位置付け、計 画的に進めている。

大泉交通公園や四季の香ローズガー デンでは指定管理者により、利活用を 促進する独自の事業が展開されている。

【みどりの拠点となる公園の整備の推進】

■ 拡充 みどりの拠点となる公園の管理運営への民間の ノウハウの活用の推進

1-11 【特色ある公園の実現に向けた民間活力の活用】

近所に公園が 整備されており 日常的な レクリエーションが 楽しめる

公園の整備状況は地域により異なり、 公園が充足している地域と不足してい る地域がある。

区は積極的に公園整備を推進してい る。開発事業による整備も多い。結果、 公園管理費も増加している。

長寿命化計画を策定し、遊具の計画 的な更新を進めている。利用状況や周 辺の公園整備状況をふまえ更新や変更、 撤去を実施している。

【日常生活圏の公園整備・改修の推進】

継続 まとまった面積の公園整備の推進

拡充 周辺の公園状況をふまえた効果的な整備・改修 の検討

利用者や近隣住民の 意見が公園の 整備内容や管理内容に 反映されている

設計段階で、意見交換会を開催して いる。状況に応じて、区民参加による ワークショップ形式を導入している。 決定した内容の周知を行っている。

公園の区民管理箇所は新たに開園す る際に開始されることが多く、既存公 園で開始されることは少ない。

【整備段階からの区民参加の推進】

継続 意見交換会やワークショップの開催および決定 内容等の周知

【区民管理の促進】

拡充 区民管理制度の周知や誘導、区民管理団体の継 続支援の検討

公園が適切に 利用され 安全で快適な空間と なっている

剪定による日常的な維持管理は進め ているが、大木や老齢木の健全育成や 更新についての方針は特に定めていな い。

【植栽の健全育成の推進】

新規 大木や老齢木の計画的な更新に向けた方針の作 成、技術的指針の作成

1-10 1-12

1-9

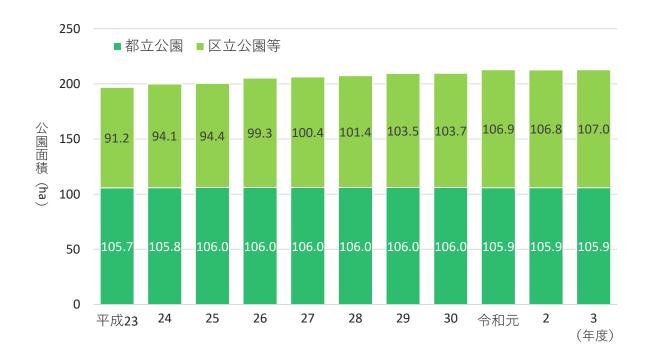
1-8 1-9 1-10

公園に関する資料

1 みどりの保全と創出に必要な取組(3つまで回答)



2 公園等面積の推移



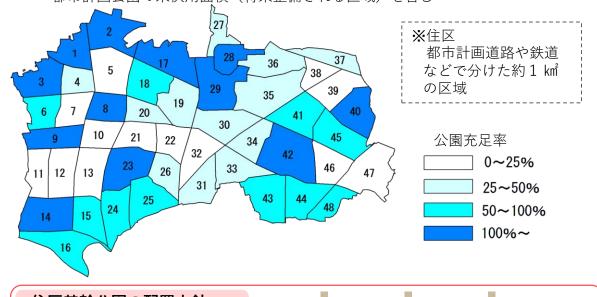
3 区立公園等の管理費と1㎡あたりの年間管理費の推移



4 1 km 住区※ごとの公園充足率

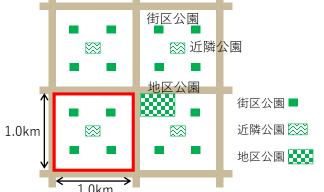
1 km 住区内に 3 haの公園がある場合 = 100%

(3 ha = 街区公園0.25ha×4か所+近隣公園2.0ha) 都市計画公園の未供用面積(将来整備される区域)を含む



住区基幹公園の配置方針 (都市公園法施行令第二条)

街区公園 0.25ha×4箇所 近隣公園 2.0ha×1箇所 地区公園 4住区あたり 4.0ha×1箇所

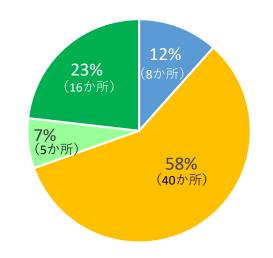


公園に関する資料

5 公園面積による1㎡あたりの年間清掃等経費の比較



6 公園等の面積別割合 (平成23年度から令和3年度開設分)



500㎡未満の公園等 が全体箇所数の70% を占めている。

■ 100㎡未満 ■ 500㎡未満 ■ 1000㎡未満 ■ 1000㎡以上

7 公園面積による整備効果の比較

	イメージ図	想定年間清掃等経費	整備可能な主な施設	
ひとつの公園	2,500㎡×1か所 2500 ㎡	1,169円×2,500㎡ ≒293万円 管理費の抑制	・広場・複合遊具・幼児〜児童向け遊具・砂場・休憩施設・トイレ多様なニーズへ対応	
複数の公園	500㎡×5か所	1,444円×500㎡×5か所 ≒361万円	・幼児向け遊具 ・砂場 ・休憩施設 ・花壇 公園確保が困難な場合 は機能分担が必要	

8 練馬区公園施設長寿命化計画の概要

公園施設に予防保全型管理(壊れた段階で対応するのではなく、計画的に更新などを行う管理)を導入し、長期的な公園機能の安全性の確保、補修及び更新費用の平準化、長寿命化によるコスト縮減を図ることを目的とする計画

(平成25年策定、令和4年更新)

◇遊具に関する基本方針

- ・耐用年数の長い材料や構造への変更
- ・利用圏域の保育施設や高齢者団体の使用状況をふまえた遊具の種類や数の 見直し
- ・周辺の公園の整備状況をふまえた総数の抑制による経費削減

◇平成25年度~令和3年度実績

遊具数1,012基の健全度判定の結果、全体的劣化があったものを更新もしく は補修。現状の利用状況により継続の必要がないと判断した場合は撤去。

更新 212基 撤去52基

◇令和4年度以降の予定

遊具数1,014基の健全度判定の結果、全体的劣化があったものは176基。 今後10年間で、計画的な更新もしくは補修を実施予定。

る

主な現状と課題

見直しの方向性

都市計画道路の整備 および河川改修に ともない 豊かなみどりが 整備されている



都市計画道路の整備などに伴う植栽に関しては、区としての基本的な方針 などはなく、個別路線ごとに検討や都 と調整を行ってきた。



【区の方針に基づく緑化の推進】

新規 新規植栽についての区としての方針や技術 的指針の作成、方針に基づく整備および都 との調整の推進 1-13 1-14 1-15

1-13

1-14

1-15

都計道や河川沿いに みどりが 増えている



都市計画道路や河川の緑化に加え、 さらに連続性のあるみどりの空間を確 保することが必要である。



【みどりの軸を厚くする取組みの推進】

拡充 都市計画石神井川緑地の整備推進に向けた要 請の強化

拡充

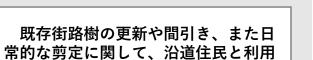
自子川や都市計画道路沿いのみどりの空間の 確保

街路樹の 健全育成が図られ、 安全で快適な歩行空間 となっている



台風対策や安全確保のための剪定を 行っている。根上りによる歩道の損壊 など、根本的な課題を抱えている路線 も多い。

者の意見が異なることがある。





【街路植栽の健全育成の推進】

新規 既存路線の課題(根上りなど)に応じた更 新や間引きなどの対応方針の作成、方針に 基づく路線ごとの更新等計画の作成と実施

1-12

【区民理解の促進】

拡充 剪定や更新・間引き等に関する合意形成

都市計画道路・河川に関する資料

1 都市計画道路の代表的な樹種の緑被率・緑視率

	樹種	路線		区間	道路幅員	植栽帯 幅員(m)	緑被率	緑視率 R3	緑視率 H28
		補135	(補135 学園通り 東大泉 1 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 1	15	0.6	42.1	32.1	22.1	
				~大泉学園町7		0.0		25.2	-
1	ソメイヨシノ	/メイヨシノ 補229 千川通り 中村北1~4 25				19.6	20.6		
			千川通り	中村北1~4	25	4.0	34.4	40.5	38.8
								50.2	-
	② ケヤキ	補233		大泉学園町8	33	4.4	55.5	20.2	-
2		ケヤキ 環状8	春日町駅前~道楽橋	25	4.6	12.0	23.7	-	
				各口叫朳削"但木侗	25	4.0	13.8	34.1	-
3	プラタナス	環状8		平和台3	25	1.06	19.9	22.9	-
4	コブシ	補230		笹目〜土支田通り	18	0.76	9.5	23.8	-
(5)		20	0.65	20.0	18.5	-			
(3)	ハナミズキ	補172		光が丘3〜笹目	3~笹目 20	0.65	20.8	22.5	28.9
	トウカエデ				16 1.06			23.6	-
6		補172		環状8~早宮3		22.3	28.1	27.8	
								28.3	25.9

2 河川の緑被率・緑視率

◇緑被率

	平均緑被率(%)
石神井川	39.3
白子川	39.2

◇緑視率

	地点数	平均緑視率	(%)
河川	21		30.0

3 練馬区において重要であるみどりの機能(3つまで選択)



4 既存街路樹をめぐる課題

① 根上りによる歩道等の損壊



【要因】

・植栽帯の幅より大きく 成長する樹種の植栽

② 過密化による半枯木の発生道路標識等の 視認性阻害

【要因】

- ・早期の緑量確保を目的とした密植と その後の不十分な管理(間引き未実施)
- ・成長を考慮しない間隔での植栽

③生育不良や強剪定による緑量の低下



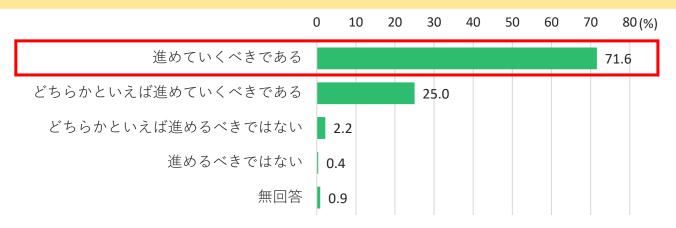
【要因】

- ・樹種選択時の植栽環境考慮 不足
- ・適切な剪定をする予算不足

都市計画道路・河川に関する資料



6 公園や街路樹の更新や間引きの必要性についての区民意向



7 大泉学園通りのソメイヨシノ並木の更新の概要

区民に親しまれている大泉学園通りのサクラ並木については、平成26年度から、安全確保と景観の両方が確保できるよう、計画的な更新を進めている。

- ◇幹回り90 c m以上の樹木の健全度調査 (231本)
- ◇健全度判定が低いものを8年間かけて更新 ※全231本中72本を更新、8年間かけること で、景観への影響を小さくした
- ◇全体の健全度が向上今後は定期的に健全度調査し、結果に応じて更新





大泉学園通りのサクラの更新状況

公共施設の機能や立地 などに応じた 区民が見て 豊かさを感じる みどりが 増えている

区の緑化基準は、植える量を規定し ている。植える場所や内容については 特に規定していない。

区の緑化基準は、建築物の緑化を前 提としており、カーボンニュートラル の推進といった新しい社会要請に対応 した基準ではない。



【区民が見て豊かさを感じられる緑化の推進】

見直しの方向性

■拡充 緑化する量に加えて緑化箇所や樹種などを 誘導する緑化基準への見直し

■拡充■ カーボンニュートラルの推進をふまえた 緑化基準への見直し

公共施設は魅力 があ るみどりを地域に提供 て

い

みどりの 健全育成が図られ、 安全で快適な空間が 提供されている

大規模改築工事等に伴う、既存樹木 の活用や取扱いは、区としての基本的 な方針などはなく、個別案件ごと検討 や調整を行ってきた。

倒木事故等の防止や指定管理者によ る適切な管理の推進を目的として、ガ イドラインを作成した。今後は、周知 の徹底や技術力向上、体制の拡充が必 要である。

公共施設には、大木や老齢木も多く、 これまでは、個別施設の状況などをふ まえて更新や伐採を行ってきた。



【施設改築時の既存樹木の保全の推進】

拡充 既存樹木の適切な保全活用を推進するため の取扱いの方針や手順などの作成

【植栽の健全育成の推進】

拡充 保全ガイドラインの改定や研修などの実施

新規 大木や老齢木の計画的な更新に向けた方針 の作成

【区民理解・区民協働の促進】

拡充 更新や伐採等に対する区民理解の促進

■新規■ 施設周辺の落ち葉清掃を区民とともに行う など区民協働の推進

1-16

1-12

1-16

公共施設に関する資料

区立施設の敷地面積規模別緑被状況

敷地規模 (㎡)	箇所 数	敷地面積計 (ha)	緑被面積計 (ha)	緑被率 (%)
10,000以上	100	141.52	34.84	24.6
5,000~10,000未満	23	18.55	4.03	21.7
1,000~5,000未満	155	35.08	9.10	25.9
500~1,000未満	79	5.83	1.12	19.2
250~500未満	40	1.44	0.24	16.4
250未満	28	0.41	0.04	10.3
合計	425	202.83	49.37	24.3

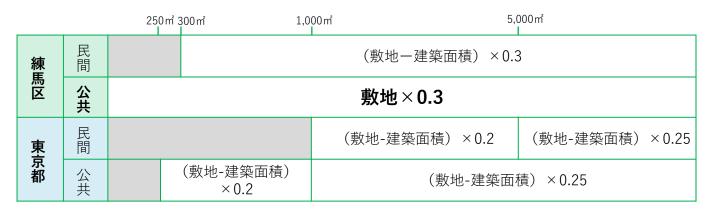
区立施設の種別緑被状況

種別	箇所 数	敷地面積計 (ha)	緑被面積計 (ha)	緑被率 (%)
中学校	33	52.31	11.18	21.4
小学校	65	78.66	18.21	23.2
幼稚園・保育園	32	5.42	1.22	22.6
運動施設 (公園以外)	12	10.02	4.44	44.3
その他施設	283	56.42	14.32	25.4
合計	425	202.83	49.37	24.3

区と都の緑化基準の概要

(1) 施設等の緑化基準

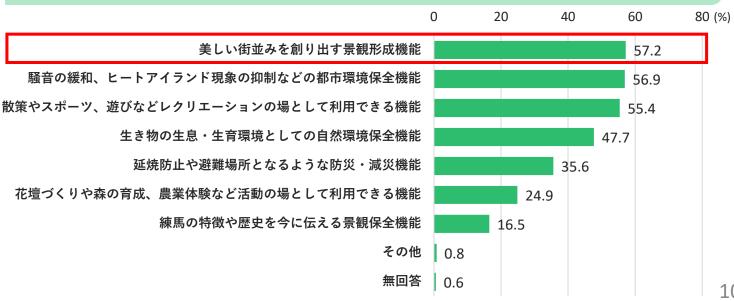
・公共施設は、敷地規模に関わらず一律の緑化率としている(駐車場、材料置場等は緑化率0.1)



(2) 緑被面積の算出基準や緑化の義務

	練馬	馬区	東京都
	民間	公共	民間・公共
緑化面積の 算出方法	高木 5 ㎡/1本 中木 2 ㎡/1本 低木 0.5㎡/1本	高木 5 ㎡/1本 中木 2 ㎡/1本 低木 0.25㎡/1本	植栽地10㎡あたり 高木1本、中木2本、 低木3本
接道部緑化の 義務	なし	なし	あり
屋上緑化の 義務	一部あり	なし	あり

練馬区において重要であるみどりの機能(3つ選択)

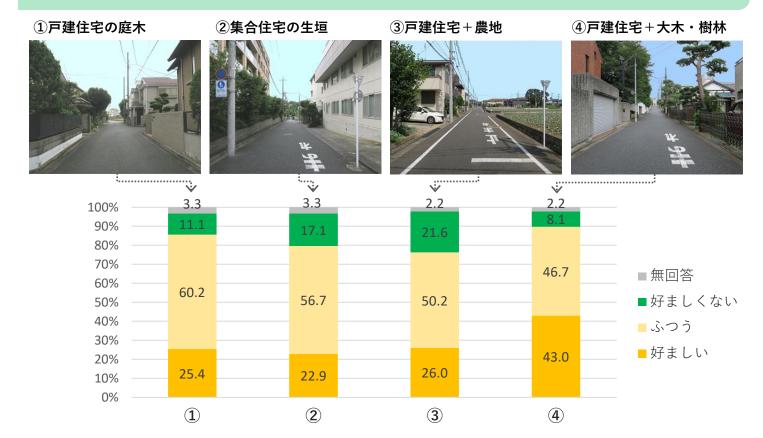


公共施設に関する資料

5 みどりの連続性や統一性と好感度



6 みどりの構成要素と好感度



7 公共施設のサクラに関する調査と対応

平成27年に、区立小学校で、見かけ上健全であったサクラが突然倒木した。原因は腐朽であった。

この事故を受けて、平成28年度から、全区立施設にある幹回り150 c m以上のサクラの精密診断を実施。健全度が低いものは伐採し、一部は補植を実施した。

- ◇幹回り150 c m以上の樹木の健全度調査(精密) (605本)
- ◇健全度判定が低いものを伐採(296本) 植替え(約30本)、剪定対応も実施
- ◇今後、定期的に診断し結果に応じて、伐採・植替え

8 公共施設の緑化例







ベニカナメ生垣とケヤキ(光和小)